# 平成16年3月期 第1四半期業績の概況

平成15年8月7日

上場会社名 株式会社ビーマップ (コード番号:4316 大証ヘラクレス市場)

(URL http://www.bemap.co.jp/)

問合せ先 (TEL (03)3919-3172)

代表者 代表取締役社長 杉野 文則

責任者 取締役管理本部担当兼社長室長 麻生 裕之

1. 四半期業績の概況の作成等に係る事項

会計処理の方法の最近事業年度における認識の方法との相違の有無:無

2. 平成16年3月期第1四半期の業績概況(平成15年4月1日~平成15年6月30日)

(1) 経営成績(単体)の進捗状況

(千円未満切捨)

	売上高		営業利	益	経常和	益	当期 (第1 純 利	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
16年3月期第1四半期	136,532	9.3	14,611	621.0	11,954	524.3	12,028	1,042.9
15年3月期第1四半期	124,903	12.7	2,804	92.0	2,817	92.3	1,275	94.0
(参考)15年3月期	632,254		54,015		55,514		70,185	

	1 株当たり	潜在株式調整後
	当期純利益	1株当たり当期純利益
	円 釒	男 我
16年3月期第1四半期	972 0	-
15年3月期第1四半期	103 3	8 95 54
(参考)15年3月期	5,685 8	1 -

(注) 売上高,営業利益等におけるパーセント表示は,対前年同四半期比増減率を示しております。

### [経営成績(単体)の進捗状況に関する定性的情報等]

営業損失14,611千円、経常損失11,954千円を計上する結果となりました。

当第1四半期の売上高は前年同四半期と比較して9.3%増加し、136,532千円となりました。当第1四半期の売上高の大部分は、運用・保守・ロイヤリティによるものであります。新規の開発案件としては、「次世代インフラ分野」における@写メール関連の開発及び「その他事業分野」における携帯電話向けコンテンツの開発を行い、納品いたしました。

売上原価に関しては、前年同四半期と比較して41.9%増加し、104,802千円となりました。これは、主として「無線LAN環境下でのコンテンツ配信システムであるAirCompass (エアコンパス)」にかかる原価が増加したためであります。この結果、売上高総利益は31,730千円と前年同四半期と比較して、19,313千円減少いたしました。販売費及び一般管理費につきましては、46,341千円と前年同四半期と比較して、1,897千円減少いたしましたが、

# (2)財政状態(単体)の変動状況

<del>_ ` ´                                  </del>						
	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本		
	千円	千円	%	円 銭		
16年3月期第1四半期	823,881	770,123	93.5	62,136 83		
15年3月期第1四半期	902,484	852,713	94.5	69,101 56		
(参考)15年3月期	868,557	781,652	90.0	63,220 01		

# 【キャッシュ・フローの状況】

	営業活動による	投資活動による	財務活動による	現金及び	見金同等物
	キャッシュ・フロー	キャッシュ・フロー	キャッシュ・フロー	期末	残 高
	千円	千円	千円		千円
16年3月期第1四半期	9,832	10,090	500		528,112
15年3月期第1四半期	55,455	3,788	-		625,892
(参考)15年3月期	87,159	50,841	400		547,535

# [財政状態(単体)の変動状況に関する定性的情報等]

# <キャッシュ・フローの状況>

当第1四半期の営業活動によるキャッシュ・フローは、主として売上債権の回収により40,054千円の増加となりましたが、税引前第1四半期当期純損失の計上11,955千円、買掛金の支払26,818千円、及び賞与引当金の減少11,774千円等の減少要因により、9,832千円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産等の取得により10,090千円の減少となりました。 財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入500千円となりました。 以上により、現金及び現金同等物の減少額は19,422千円となりました。

### 3 平成16年3月期の業績予想(平成15年4月1日~平成16年3月31日)

	予想売上高	予想経常利益	予想当期純利益	
中間期	百万円 351	百万円 7	百万円 8	
通 期	762	31	30	

### [業績予想に関する定性的情報等]

業績予想に関しましては、平成15年5月15日に公表した『平成15年3月期 決算短信(非連結)』における「平成16年3月期の業績予想」から変更はありません。

なお、平成15年7月15日開催の取締役会において、円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議しており(P.11~15参照)、当該資金調達により、IP型携帯電話向けソフトウェア、第3世代向け携帯電話及びPDAのコンテンツ配信ソフト、赤外線ルータ・赤外線付き携帯電話を利用したシステム、カメラ付き携帯電話を利用した画像交換システム等の企画、開発、海外展開等に充当する予定でありますが、今期業績に与える影響は現在算定中であり、判明次第お知らせいたします。

#### 添付資料

- · 第1四半期(要約)損益計算書
- · 第1四半期(要約)貸借対照表
- ・ 第1四半期キャッシュ・フロー計算書
- ・生産、受注及び販売の状況
- その他

第1四半期要約損益計算書

期間	前第	1 四半期会記	†期間	当第	第1四半期会記	計期間	前事業年	<b>丰度の要約損</b>	益計算書		
	(自	平成14年 4	月1日	(自	平成15年 4	月1日	(自	平成14年 4 /	月1日		
科目	至	平成14年6	月30日)	至	平成15年6	月30日)	至 平成15年3月31日)				
区分	金額	(千円)	百分比 (%)	金額	(千円)	百分比 (%)	金額	(千円)	百分比 (%)		
売上高		124,903	100.0		136,532	100.0		632,254	100.0		
売上原価		73,860			104,802			415,618			
売上総利益		51,043	40.9		31,730	23.2		216,636	34.3		
販売費及び一般管理費		48,238	38.6		46,341	33.9		270,652	42.8		
営業利益又は 営業損失( )		2,804	2.3		14,611	10.7		54,015	8.5		
営業外収益		12			2,656			1,778			
営業外費用		-			-			3,277			
経常利益又は 経常損失( )		2,817	2.3		11,954	8.7		55,514	8.8		
特別利益		158			200			133			
特別損失		-			201			3,960			
税引前第1四半期(当期)純利 益又は純損失( )		2,975	2.4		11,955	8.7		59,342	9.4		
法人税、住民税及び事業税	74			72			290				
法人税等調整額	1,625	1,700	1.4	-	72	0.1	10,552	10,842	1.7		
第1四半期(当期)純利益又は 純損失( )		1,275	1.0		12,028	8.8		70,185	11.1		
前期繰越利益又は損失( )		26,617			43,568			26,617			
第1四半期(当期)未処分利益 又は未処理損失()		27,893			55,596			43,568			

第1四半期要約貸借対照表

期間	前第1	四半期会計	期間末	当第 1	四半期会計期	間末	前事業年度の要約貸借対照表			
科目		世 1 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			以15年6月30		(平成15年3月31日)			
区分		金額(千円) 構		,	千円)	構成比 (%)	,	(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)										
流動資産										
1.現金及び預金		625,892			528,112			547,535		
2.売掛金		176,591			161,475			201,529		
3.たな卸資産		10,312			9,940			5,419		
4.その他		8,534			19,996			16,421		
5.貸倒引当金		175			-			200		
流動資産合計		821,155	91.0		719,524	87.3		770,706	88.7	
固定資産										
1.有形固定資産										
(1)建物	3,337			3,337			3,337			
減価償却累計額	1,524	1,813		1,955	1,382		1,877	1,459		
(2)工具器具備品	54,641			51,249			50,788			
減価償却累計額	25,296	29,345		29,750	21,498		28,010	22,778		
有形固定資産合計		31,158	3.5		22,881	2.8		24,237	2.8	
2.無形固定資産		7,600	0.8		30,204	3.7		22,524	2.6	
3.投資その他の資産		42,570	4.7		51,270	6.2		51,088	5.9	
固定資産合計		81,328	9.0		104,356	12.7		97,851	11.3	
資 産 合 計		902,484	100.0		823,881	100.0		868,557	100.0	

期間	前第1四半期会計	当第 1 [	当第1四半期会計期間末			前事業年度の要約貸借対照表		
科目	(平成14年6月30	0日)	(平成	対5年6月30	日)	(平成15年3月31日)		
区分	金額(千円)	構成比 (%)	金額 (	千円)	構成比 (%)	金額(	〔千円)	構成比 (%)
(負債の部)								
流動負債								
1.買掛金	20,112			38,617			65,435	
2.未払法人税等	71			72			-	
3.賞与引当金	10,663			1,875			13,649	
4.その他	18,923			13,192			7,819	
流動負債合計	49,771	5.5		53,757	6.5		86,905	10.0
負債合計	49,771	5.5		53,757	6.5		86,905	10.0
(資本の部)								
資本金	639,250	70.8		640,150	77.7		639,650	73.6
資本剰余金	182,950	20.3		182,950	22.2		182,950	21.1
利益剰余金	30,513	3.4		52,976	6.4		40,947	4.7
資本合計	852,713	94.5		770,123	93.5		781,652	90.0
負債資本合計	902,484	100.0		823,881	100.0		868,557	100.0

第1四半期キャッシュ・フロー計算書

期間	前第1四半期会計期間	当第1四半期会計期間	前事業年度の キャッシュ・フロー計算書
科目	(自 平成14年4月1日	(自 平成15年4月1日	(自 平成14年4月1日
	至 平成14年6月30日)	至 平成15年6月30日)	至 平成15年3月31日)
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前第1四半期(当期)当期純利益 又は純損失( )	2,975	11,955	59,342
減価償却費	4,007	3,383	17,829
貸倒引当金の減少額	158	200	133
賞与引当金の減少額	5,669	11,774	2,683
受取利息及び受取配当金	12	-	198
有形固定資産除却損	-	201	3,960
売上債権の増減額	1,358	40,054	26,296
たな卸資産の増減額	2,907	4,521	1,985
その他流動資産の増加額	232	3,574	15,727
仕入債務の増減額	27,208	26,818	18,114
その他流動負債の増減額	65	5,372	11,168
その他	-	-	11,428
小計	30,630	9,832	62,232
受取利息及び配当金の受取額	12	-	198
法人税等の支払額	24,838	-	25,125
営業活動によるキャッシュ・フロー	55,455	9,832	87,159
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	2,162	1,123	9,662
無形固定資産の取得による支出	1,980	8,784	31,694
貸付金の回収による収入	500	-	500
投資その他の資産の増加による支出	146	182	10,226
投資その他の資産の減少による収入	-	-	241
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,788	10,090	50,841
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入	-	500	400
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	500	400
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-	-
現金及び現金同等物の増減額	59,244	19,422	137,601
現金及び現金同等物の期首残高	685,137	547,535	685,137
現金及び現金同等物の期末残高	625,892	528,112	547,535

# 生産、受注及び販売の状況

# (1)生 産 実 績

当第1四半期会計期間における生産実績を事業分野別に示すと、次のとおりであります。

(単位:千円)

	事	業	分	野	Z	生	産	高	
	<del>"</del>	未	)]	±.	ľ	<u> </u>	生	回	前年同期比(%)
交	通	関	連	分	野		70,996		86.5
位 置	情報	イン	/ フラ	提供	共分 野		6,837		186.3
生	活	情	報	分	野		579		6.2
次 t	世 代	1	ンフ	ラ	分 野		48,729		219.5
そ	の		他	分	野		17,052		121.9
合					計		144,195		109.8

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
  - 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

# (2)受 注 状 況

当第1四半期会計期間における受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

(単位:千円)

	事	業	分	里	<del>}</del>	受注高	前年同期比(%)	受注残高	前年同期比(%)	
							, ,		, ,	
交	通	関	連	分	野	37,137	82.7	135,937	118.5	
位置	重情 報	イン	フラ	提货	共分 野	16,581	317.0	23,695	357.4	
生	活	情	報	分	野			1,738	19.4	
次	世代	1:	ンフ	ラ	分 野	25,486	9,545.3	87,152	178.4	
そ	の	1	也	分	野	20,404	209.6	14,600	143.8	
合	î				計	99,608	164.0	263,124	139.0	

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3)販 売 実 績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

(単位:千円)

	事業分野販売高		高				
	<del>"</del> =	<b>₹</b> //	カ 野   <u>W</u> 元 F		回	前年同期比(%)	
交	通	関 連	分	野	68,396		81.3
位置	情報イ	ンフラ	見提供	分 野	4,437		120.9
生	活	青 報	分	野	579		6.9
次世	代イ	・ンフ	7 5 9	) 野	48,117		296.9
そ	Ø	他	分	野	15,002		120.2
合				計	136,532		109.3

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### その他

#### (ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成15年5月15日開催の取締役会及び平成15年6月18日開催の第5期定時株主総会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権の発行を行いました。

### 1.特に有利な条件をもって新株予約権の発行をする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社の取締役、監査役、従業員ならびに顧問に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2.新株予約権割当の対象者

当社の取締役、監査役及び従業員ならびに顧問契約に基づき当社に助言する当社顧問(以下「対象者」 と総称する。)に割当てるものといたします。

#### 3.新株予約権発行の要領

#### (1)新株予約権の目的たる株式の種類および数

普通株式 500株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1端株(1株の100分の1。ただし、会社が定款をもって端株原簿に記載すべき端数の1株に対する割合につき、1株の100分の1とは異なる割合を定めている場合は、その割合)未満の端数を生じるときは、これを切り捨てる。ただし、会社が定款をもって1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載しない旨を定めている場合、または、単元株制度を採用する場合には、1株未満の端数を切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

#### (2)発行する新株予約権の総数

500個を上限とする(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)。

なお、各対象者に対して発行する新株予約権の数は、当社の取締役又は監査役に対しては100個、当社の従業員に対しては50個、また、当社顧問に対しては30個をそれぞれ上限とし、その配分に関しては当社取締役会にご一任いただきたく存じます。

#### (3)新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

### (4)新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(終値のない日を除く。)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行日の終値(終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値。)を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を 調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額×	1
	分割・併合の比率

また、新株予約権発行日後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法 第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価 額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権(その権利行使により 発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、 これに準じて行使価額は調整されるものとする。

									新規発行		1株当り
								ロエマシィニナナードギケ・	株式数	×	払込金額
調	<u>整</u>	後	_	調	整	前		既発行株式数+	分割·新規発	行前の	の株価
				額	×	 既発行株式数 + 新規発行又は処分株式数					

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う 場合、その他これらの場合に準じ、払込価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行 使価額は適切に調整されるものとする。

### (5)新株予約権の行使することができる期間

平成17年7月1日から平成25年5月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たる ときはその前営業日を最終日とする。

### (6)新株予約権の行使の条件

次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し権利行使はできないものとする。

当社の取締役、監査役及び従業員である対象者が、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなった場合。 対象者が死亡した場合 (新株予約権の相続は認めない。)。

対象者が禁固以上の刑に処せられた場合。

新株予約権の第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をした場合。

対象者が新株予約権の放棄を申し出た場合。

この他、権利喪失事由等、権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者 との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### (7)新株予約権の消却事由および条件

新株予約権者が権利行使をする前に3.(6)に定める規定により、権利喪失事由に該当し新株予約権を行 使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

### (8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

# (9)株式交換、株式移転による新株予約権の完全親会社への承継

当社が完全子会社となる株式交換、株式移転を行う場合は、新株予約権を完全親会社に承継させること ができる。

新株予約権の目的となる株式の種類および数

完全親会社となる普通株式とし、3.(1)に記載の株数に、当社株式1株に対する完全親会社株式の割当 比率を乗じて決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

承継後の新株予約権の権利行使時に払込みをすべき金額

次の算式により決定し、1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。

当社普通株式に対する完全親会社株式の割当比率

### 承継後の新株予約権の権利行使期間

上記3.(5)に定める期間とし、承継時に権利行使期間が到来している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より3.(5)に定める期間の満了日までとする。

承継後の新株予約権についての権利行使の条件ならびに消却事由および条件

3.(6)および3.(7)に定めるところと同様とする。

承継後の新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については完全親会社の取締役会の承認を要する。

上記にかかわらず、顧問との間の新株予約権割当契約においては、当社取締役会が当該顧問に対する 新株予約権発行の目的に鑑み、合理的に定める条件を付すものとする。

#### (監査役の辞任)

平成15年6月18日をもちまして、監査役 高橋喜久男が辞任いたしました。

#### (円建転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、平成15年7月15日開催の取締役会において、円建転換社債型新株予約権付社債の発行につき、下記のとおり決議いたしました。

#### 第1 株式会社ビーマップ2007年8月1日満期円建転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称 株式会社ビーマップ2007年8月1日満期円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本

新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本

新株予約権」という)

2. 発行総額 金10億円

3. 発行価額 本社債額面金額の100%(各社債額面金額10,000,000円)

4.利率本社債には利息を付さない。5.払込期日及び発行日2003年7月31日 (ロンドン時間)6.償 還 期 限2007年8月1日 (ロンドン時間)

7. 各社債券の金額 金10,000,000円の1種

8. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的たる株式の種類および数

本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1株の100分の1の整数倍の端株が発生する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 発行する本新株予約権の総数

100個

(3) 本新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という)は、当初75,800円とする。

### 転換価額の調整

転換価額は、当社が本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額 又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、 次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(ただし、普通株式に係る自 己株式数を除く。)をいう。

> 既 発 行 新発行・処分株式数 x 1株当たりの発行・処分価額 株 式 数 1株当たり時価

調整後 = 調整前転換価額 転換価額

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社 普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等 が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定の理由本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、新株予約権が行使されると代用払込により社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、かつ本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権の発行価額を無償とした。本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は、平成15年7月14日を最終日として、これより遡る6か月間の株式会社大阪証券取引所へラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を基準に算定した。
- (6) 本新株予約権の行使請求期間

2003年8月4日から2007年7月16日まで(いずれも日本時間)

(7) その他の本新株予約権の行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (8) 本新株予約権の消却事由および消却の条件
  - 当社が社債を買入消却した場合、社債が期限の利益喪失等により強制償還される場合その他社債の要項に定める一定の事由が生じた場合にも、新株予約権は無償消却される。
- (9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額 転換価額(ただし、上記(4) によって調整又は修正された場合は調整又は修正後の転換価額)から資 本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、転換価額(調整又は修正された場合は調整 又は修正後の転換価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を 切り上げた額とする。
- (10) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法第293条 / 5による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在3月31日および9月30日に終了する各6ヶ月間の期間をいう)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(11) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還 に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

- 9. 本社債の償還方法
  - (1) 満期償還

2007年8月1日(償還期限)に本社債額面金額の100%で償還する。

(2) 買入消却

当社は発行日以降、随時本社債を買い入れ、これを消却することができる。この場合、買入れにかかる本社債と一体をなす本新株予約権も無償で消却するものとする。

(3) 繰上償還

当社が吸収合併による消滅及び株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを 当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に残存する本社債の全部を本社債額面金額 に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。この場合、本社債と一体 をなす本新株予約権も無償にて消却するものとする。

2003年8月1日から2004年7月31日まで 103% 2004年8月1日から2005年7月31日まで 102% 2005年8月1日から2006年7月31日まで 101% 2006年8月1日から2007年7月31日まで 100%

元本の支払遅延その他本社債の要項記載の一定の事由が生じた場合、本社債所持人は、当社に対して、本社債の期限の利益喪失を通知することができる。同通知がなされた場合、当社は、本社債の額面金額にて直ちに本社債の全額を償還しなければならない。この場合、本社債と一体をなす本新株予約権も無償にて消却するものとする。

10. 募集方法 特定海外投資家による個別買取引受による私募(但し、アメリカ合衆国を除く。)

### 第2 株式会社ビーマップ2007年11月1日満期円建転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称 株式会社ビーマップ2007年11月1日満期円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本

新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本

新株予約権」という)

2. 発行総額 金10億円

3. 発行価額 本社債額面金額の100%(各社債額面金額10,000,000円)

4. 利 率 本社債には利息を付さない。 5. 払込期日及び発行日 2003年10月31日 (ロンドン時間) 6. 償還期限 2007年11月1日 (ロンドン時間)

7. 各社債券の金額 金10,000,000円の1種

本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的たる株式の種類および数

本新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により1株の100分の1の整数倍の端株が発生する場合、商法に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 発行する本新株予約権の総数 100個

(3) 本新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という)は、当初75.800円とする。

転換価額の調整

転換価額は、当社が本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額 又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、 次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(ただし、普通株式に係る自 己株式数を除く。)をいう。

 調整後
 =
 調整前
 株式数
 \*
 1株当たりの発行・処分価額

 転換価額
 \*
 \*
 1株当たり時価

 転換価額
 \*
 \*
 \*

### 式数 ### 

### 式数 ### 

### 式数 ### 

### 表示
 ### 表示

### 式数 ### 

### 表示
 ### 表示
 ### 表示

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社 普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等 が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由およびその行使に際して払込をなすべき額の算定の理由本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、新株予約権が行使されると代用払込により社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、かつ本新株予約権の理論的な経済的価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権の発行価額を無償とした。本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は、平成15年7月14日を最終日として、これより遡る6か月間の株式会社大阪証券取引所へラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を基準に算定した。
- (6) 本新株予約権の行使請求期間 2003年11月4日から2007年10月15日まで(いずれも日本時間)
- (7) その他の本新株予約権の行使の条件 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないもの とする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 本新株予約権の消却事由および消却の条件 当社が社債を買入消却した場合、社債が期限の利益喪失等により強制償還される場合その他社債の要項 に定める一定の事由が生じた場合にも、新株予約権は無償消却される。

- (9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額 転換価額(ただし、上記(4) によって調整又は修正された場合は調整又は修正後の転換価額)から資 本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、転換価額(調整又は修正された場合は調整 又は修正後の転換価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を 切り上げた額とする。
- (10) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法第293条 / 5による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在3月31日および9月30日に終了する各6ヶ月間の期間をいう)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(11) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

# 9. 本社債の償還方法

(1) 満期償還

2007年11月1日(償還期限)に本社債額面金額の100%で償還する。

(2) 買入消却

当社は発行日以降、随時本社債を買い入れ、これを消却することができる。この場合、買入れにかかる本社債と一体をなす本新株予約権も無償で消却するものとする。

(3) 繰上償還

当社が吸収合併による消滅及び株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを 当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に残存する本社債の全部を本社債額面金額 に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。この場合、本社債と一体 をなす本新株予約権も無償にて消却するものとする。

2003年11月1日から2004年10月31日まで 103% 2004年11月1日から2005年10月31日まで 102% 2005年11月1日から2006年10月31日まで 101% 2006年11月1日から2007年10月31日まで 100%

元本の支払遅延その他本社債の要項記載の一定の事由が生じた場合、本社債所持人は、当社に対して、本社債の期限の利益喪失を通知することができる。同通知がなされた場合、当社は、本社債の額面金額にて直ちに本社債の全額を償還しなければならない。この場合、本社債と一体をなす本新株予約権も無償にて消却するものとする。

10. 募集方法

特定海外投資家による個別買取引受による私募(但し、アメリカ合衆国を除く。)

# (ご参考)

#### 1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

IP型携帯電話向けソフトウェア、第3世代向け携帯電話及びPDAのコンテンツ配信ソフト、赤外線ルータ・赤外線付き携帯電話を利用したシステム、カメラ付き携帯電話を利用した画像交換システム等の企画、開発、海外展開等に充当いたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績への影響

今期業績に与える影響は現在算定中であり、判明次第お知らせいたします。

#### 2. 株主への利益配分等

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。業績や新規プロジェクトに関する研究開発、その他の諸条件を勘案して利益配当を検討していく方針であります。

### 3. 社債の途中償還

既存株主への影響も踏まえまして、本社債の売買契約において、以下の通り社債の途中償還についての特約を締結しております。

ヘラクレス市場におけるクロージングプライスが転換価格を連続20日間下回る場合には、社債所持人は、 会社に対して残存する社債の額面額に相当する金額(償還金額)で、残存する社債を償還するように要求 することのできる権利を有するものとする。

# 4. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

# (1)エクイティ・ファイナンスの状況

エノーノー ファーフンス02/02/ 「	ル 一	↓☆欠/火×欠 <del>↓</del> √△	+× ==
年月日	増 資 額	増資経資本金	摘 要
			有償第三者割当 600株
平成12年10月4日	270,000(千円)	204,000 (千円)	発分離 450,000円
			資本組入額 225,000円
		294,000(千円)	有賞第三者割当 400株
平成13年1月23日	180,000(千円)		発分離類 450,000円
			資本組入額 225,000円
		309,000(千円)	第1回期 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
平成13年3月27日	15,000(千円)		<b>梅</b> 衍使
十成13年3月21日	15,000(773)		発分離額 50,000円
			資本組入額 50,000円
		364,000(千円)	第1回期 吳插(新報 受權的) の新報 受権の
亚代42年2日20日	55,000(千円)		<b>権</b> が使
平成13年3月29日			発分離 50,000円
			資本組入額 50,000円
平成13年7月9日	203,000(千円)	567,000(千円)	資本準備金の資本組入による株式分割
			有償一般募集(ブックビルディング方式)
	144,500(千円)		発分配額 250,000円
平成14年1月30日		639,250(千円)	引受工酶 232,500円
			発分酯 144,500円
			資本組入額 72,250円
平成14年4月1日から			
	900(千円)	640,150( <del>TT</del> )	新株子約権の行使
平成15年7月14日まで			

# (2)過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始値	- 円	900,000円	531,000円	60,500円
高 値	- 円	980,000円	527,000円	160,000円
安 値	- 円	469,000円	50,500円	54,500円
終値	-円	540,000円	64,000円	150,000円
株価収益率	-倍	304.42倍	-倍	-倍

- 1.株価は、大阪証券取引所におけるものです。当社株式は、平成14年1月30日から大阪証券取引所に上場されているため、それ以前の株価については記載しておりません。なお、平成16年3月期の株価は、同年4月1日から同年7月14日までの期間の株価です。
- 2.株価収益率は、平成13年3月期については当社株式が非上場、非登録であり期中平均株価の把握が困難であるため、平成15年3月期については当期純損失であるため、平成16年3月期については未定であるため、それぞれ記載していません。

以上